

## 編集後記

第57回消化器外科学会総会において本学会では初めて本格的に倫理問題が取り上げられた。特別企画2「消化器外科の診療/研究/教育に関する倫理問題」という企画である。多方面の演者により多くの問題提起がなされたが、時間の関係で各問題の討議を行うことはできなかった。今後も継続的に議論を続けるべきであることは間違いない。その中で題目として取り上げられるだけにとどまっていたが、症例報告における倫理の問題は決して無視できない。本号の掲載内容は、原著1編と症例報告が7編である。原著論文は英文誌に載せる傾向が益々強まるなか、本誌のような和文学会誌はどうしても症例報告が多くなる。どのような症例を報告すべきであり、どのように報告し、患者にどのような同意を得るのか、あるいは同意を得ない場合にどうするのかなど、規準をはっきりして欲しいとお考えの読者も多いであろう。情報が医療の世界だけで閉じこめられていた時代ではない。誰でも医学誌を買えるし、情報はマスコミを介していくらでも広がってしまう。

個人情報保護には実は二つの観点がある。個人のプライバシー保護と個人情報の目的外使用禁止である。最近注目され、多くの新たな問題を提起しているのは後者であるが、症例報告に関しては、その両方が問題となる。日本病理学会は昨年11月に症例報告における患者情報保護に関する指針を発表した。氏名やイニシャルを記載しない。人種、国籍、職業なども疾患と関係がない場合には記述しない。治療の日付も記載しない。診療科も省略できる場合は省略するなど、従来の一般的常識とされていたものより踏み込んだ記載がなされている。本当に稀な疾患では、治療した病院と大まかな時期がわかるだけですでに患者を特定することが可能な場合もある。いくら工夫しても治療を受けた施設がわかるだけで完全なプライバシー保護が困難な場合は多々ある。それには発表者の氏名や施設も記載しないことが実現可能な方法の一つである。あるいは、患者から同意を得ることである。症例報告が医学的に価値があると思われる症例では、早い時期に本人にその旨説明して同意を得、できあがった論文についても、投稿あるいは発表前に本人に読んでもらい、記載内容に了承を得るのが理想的である。日本の医学会いや社会全体でこの問題を早急に検討していく必要がある。当面は症例を厳選し、書くために書くような症例報告は行わないことである。そして大切な症例報告では、病理学会の原則を守ることであろう。いずれ当学会も指針を出す必要があり、倫理委員会の活動に期待したい。